

LPガスをご利用の皆様へ

LPガスの 利用に関する制度が 変わります!!

LPガスを利用する住宅に入居を予定する方は、入居契約する前に、LPガス料金に係る説明を受けてください。

2024年
7月2日
施行

過大な営業行為の制限

液化石油ガス法施行規則第16条第15号の3、4

正常な商習慣を超えた利益供与の**禁止**

液化石油ガス法施行規則第16条第15号の5、6

消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのある、
LPガス販売事業者の変更を制限するような
条件付き契約締結等の**禁止**



1

LPガス販売事業者は、戸建て住宅の消費者等とガス契約を
自己と締結させることを目的として、戸建て住宅の消費者
等に対し、正常な商習慣を超えた利益を供与してはならない。



2

LPガス販売事業者は、戸建て住宅の消費者等との間で、LP
ガス販売事業者の変更を制限するような条件を付したガス
購入契約を締結してはならない。



液化石油ガス法第100条第1号の2

※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**

液化石油ガス法第26条第4号

※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**

2024年
7月2日
施行

LPガス料金等の情報提供

液化石油ガス法施行規則第16条第15号の2

- 賃貸住宅への入居希望者に対し、入居契約前のLPガス料金提示
の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー・不動産管理会社・
不動産仲介業者等を通じて提示)
- 入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接LPガス料金等
の情報提供要請があった場合は、それに応じることが必要
(義務づけ)

1

賃貸住宅において、LPガス販売事業者は、入居希望者に
対し、入居契約前に、直接、又は、オーナー・不動産管理
会社・不動産仲介業者等を通じて、LPガス料金等を提示
するよう努めなければならない。

2

入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接LPガス
料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じなけ
ればならない(罰則の対象)。



液化石油ガス法第100条第1号の2

※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**

液化石油ガス法第26条第4号

※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**



一般社団法人 全国LPガス協会

2025年
4月2日
施行

三部料金制の義務化

LPガスの三部料金制

||

基本料金

ガスの使用量に関係なく
発生する料金

+

従量料金

ガスの使用量に応じて
発生する料金

+

消費設備料金

LPガス器具等LPガスを消費する
場合に用いられるものの
利用に応じて発生する費用

※賃貸住宅は原則として
「該当なし」と記載

消費設備料金
の内容を確認
してください!!

2025年4月2日以降にご契約されたお客様については、
基本料金、従量料金、消費設備料金以外の費用をLPガス料金へ計上することは**禁止**されます。
※賃貸住宅向けLPガス料金は、消費設備料金もLPガス料金へ計上することは**禁止**されます。

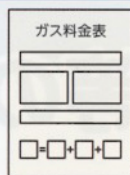
既存契約(契約日が2025年4月1日までの契約)のお客様には、設備料金の計上自体は
禁止されませんが、設備料金の外出し表示が義務化されます。

LPガス販売事業者と販売契約を結ぶ時の注意点!!

契約時に内容を確認することが大切です。契約の際は、以下の**4つのポイント**をLPガス販売事業者を確認してください。

1 料金

- 料金表はご覧になりましたか?



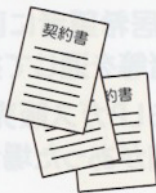
2 値上げ

- 入居時の料金は今後急に理由なく
値上げされることはありませんか?



3 内容

- 料金は、基本料金、従量料金、消費設備料金を
分けて表示されていますか?
- 解約時の条件は書かれていますか?



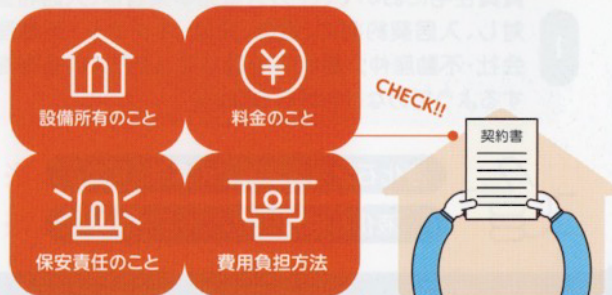
4 保安点検

- 法令上の保安点検について説明はありましたか?
なお、法令点検のための定期的なご訪問に
ご協力をお願いします。



液化石油ガス法第14条書面の交付

- LPガス販売事業者とお客様との間でLPガス販売契約を結ばれる時に、LPガス販売事業者側から、料金の内訳やLPガス設備の所有権などについて書かれた書面を交付するよう、液化石油ガス法第14条により義務付けられています。(第14条書面)
- 解約する時や新たなLPガス販売事業者と契約される時は、改めて現在契約されているLPガス販売事業者から交付された関係書類をよくご確認ください。



お客様に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報は、
経済産業省資源エネルギー庁のLPガス商慣行通報フォームへ。

